

町・県民税、国民健康保険税の申告相談について

令和7年2月14日(金)から3月14日(金)まで甲佐町役場生涯学習センター研修室で申告相談を実施します。（※**3月17日(月)の役場での申告相談はありません。**）受付時間や相談日、注意事項についてよくご確認のうえ、ご来場ください。

申告会場の混雑緩和対策として、申告相談の人数を午前は40人程度を目安に制限します。また、先着20人程度は割り当ての行政区の方を優先とします。指定した地区以外の方は待ち時間が大変長くなることが見込まれますので、お住まいの地区が指定された日にご来場ください。

また、申告の内容によっては、税務署が開設する申告会場(熊本東税務署)をご案内する場合があります。あらかじめご了承ください。

令和7年1月1日現在、甲佐町にお住まいの方で、令和6年中の収入状況が次に該当する方は、町・県民税の申告をしなければなりません。令和6年中（1月～12月）の収入について必ず申告し、適正な税負担をお願いします。また、申告されないと、各種証明書の発行はできません。

町・県民税の申告が必要な方

- ・営業、農業、不動産などの収入があった方
- ・給与所得者でその他の収入があった方
- ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- ・令和6年の途中で退職し、再就職していない方(年末調整が未済で控除などの追加がある方)
- ・公的年金受給者で扶養などの控除の追加がある方や年金以外に給与等で20万円を超える所得があった方
- ・**遺族年金**や**障害年金**などの非課税年金を受給している方
- ・雇用保険のみを受給していた方
- ・収入が無かった方

役場での申告が必要ない方

- ・税務署に確定申告書を提出される方
- ・給与所得のみで年末調整済の方（中途退職者・給与2カ所以上の方は除きます。）
- ・収入が公的年金のみで、所得税の還付やその他の控除の追加がない方

役場の申告会場で申告相談をお受けできない方

- ・営業、農業、不動産収入などの事業収入がある方で、収支内訳書を作成されていない方
※収支内訳書を作成し、あらためて来場してください。
- ・医療費控除の明細書を作成されていない方
- ・青色申告の方
- ・株式の譲渡（売却）所得や損失の繰越がある方
- ・仮想通貨、暗号資産、FX、先物取引等の金融資産の取引益のある方
- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ・贈与税・消費税の申告をする方
- ・別世帯の方の申告相談を受ける場合で委任状を持参されていない方
※委任状を持参された場合であっても、親族以外の方の申告相談はお受けできません。

※上記以外であっても、申告の内容によっては、役場で対応できない場合があります。

申告相談時に持参するもの ※該当する場合は、必ずご持参ください。

◇ 必ず必要なもの

- ・申告者本人、扶養控除対象者の**マイナンバーカード**又は**個人番号通知カード**と**免許証等**（公的機関発行の身分証）

◇ 該当する場合はご準備ください

- ・税務署から送付されている確定申告書やお知らせハガキ、利用者識別番号通知等
- ・源泉徴収票(給与所得者及び公的年金受給者)または給与支払証明書
※退職所得がある方は、退職所得の源泉徴収票も併せてご持参ください。
- ・生命保険の満期金や解約金等を受けとられた方は、受取金の詳細が記載された支払明細書等
- ・事業所得(営業・農業・不動産)がある方は、**収支の計算を記入した収支内訳書**等
※農業・営業・小作料（不動産収入）の申告については、作物等の種類を問わず収支計算による申告となりますので収入金額及び必要経費等を証明できる書類(領収書・収支内訳書等)が必要です。
- ・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料・任意継続医療保険等の控除証明書等
- ・障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、障がい者控除対象者認定書等
- ・**記入済の医療費控除の明細書**、医療費通知書等
※医療費の明細書は、役場又は国税庁ホームページで取得できます。
- ・寄附金控除に関する証明書や寄附金の領収書
- ・通帳等の口座番号がわかるもの（口座振替を希望される方は、通帳印が必要になる場合があります）

- ・**確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーがわかるものを必ずご持参ください。**
- ・**必要書類が不足している場合は、再度申告に来ていただくことになります。ご注意ください。**

申告相談を受ける方へのお願い

◇ 医療費控除を受ける方へ

医療費控除を受ける場合は、「**医療費の明細書**」の添付が必要です。医療費の明細書を作成されていない方（領収書のみを持参された方）は、医療費控除の申告相談をお受けすることができませんので、控除を受ける方は、事前に領収書等から計算し明細書を記入したうえでご持参ください。

◇ お1人で複数世帯の申告相談を受ける方へ

例年、申告相談の際にお1人で複数世帯分の申告相談をされる方がおられます。申告相談はお1人（整理券1枚）で1世帯分をお受けすることを想定していますので、複数世帯分の申告をお受けすると相談時間が想定より長くなり、他の方を長時間お待たせすることとなります。

お1人で複数世帯の申告相談をされる場合は、申告する世帯数分の整理券が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。また、複数世帯分の整理券が必要な方は、1世帯目の整理券を取得後に再度最後尾に並んでいただき、次の整理券をお求めくださいますようお願いいたします

なお、別世帯の方の申告相談を受ける場合は、原則委任状が必要です。委任状が無い場合は申告相談をお受けできませんので、必ずご持参ください。

※**確定申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの書類は、役場税務課または税務署に準備しております。必要な方は、事前にお取り寄せください。**
なお、税務課での書類受け渡しは、2月3日以降となります。

裏面もお読みください。

甲佐町役場 令和7年度申告相談日程

申告受付時間	午前：8時～11時	午後：13時～16時
申告相談時間	午前：8時40分～	午後：13時～

月	日	曜	行政区名	税理士	会場
2月	14	金	中早川・早川・北早川		甲佐町生涯学習センター（甲佐町役場併設） 研修室
	15	土			
	16	日			
	17	月	辺場・古閑・八丁・吉田	○	
	18	火	山出・芝原		
	19	水	糸田・麻生原	○	
	20	木	津志田・田原		
	21	金	船津・世持	○	
	22	土			
	23	日			
	24	月			
	25	火	中山・上田口	○	
	26	水	和田内・府領・北原	○	
	27	木	南三箇・下田口		
28	金	西寒野・有安	○		
3月	1	土			
	2	日	熊本東税務署で休日申告相談が実施されます。		
	3	月	上豊内・下豊内	○	
	4	火	岩下1区・緑町		
	5	水	大町・横田	○	
	6	木	広瀬・谷内・本坂谷・堂ノ原・鹿里・西原 小鹿・井戸江・安平・上揚		
	7	金	仁田子	○	
	8	土			
	9	日			
	10	月	東寒野・岩下2区		
	11	火	浅井・上早川4区・5区		
	12	水	下横田・上早川1区・2区		
	13	木	中横田・上早川3区		
	14	金	上記の日に来れない方		

【お問合せ先】 甲佐町役場税務課 Tel 096-234-1112
裏面も十分にご確認のうえご来庁ください。

重要なお知らせ

- 午前中の定員数は40名となります。定員数を超えた場合は、午後からの受付となります。また、先着の20名を割当の行政区の方を優先いたします。
- 税理士による申告相談は9時開始です。
- 障害年金や遺族年金のみの方、雇用保険のみを受給されていた方は必ず住民税の申告が必要です。
- 別世帯の方の申告相談は、委任状が必要です。
- お1人で複数世帯分の申告相談をされる方は、世帯数分の整理券が必要です。
- 申告内容等によって、順番が前後する場合があります。

●役場で申告できない方

- ①収支内訳書や医療費控除の明細書等を作成されていない方
 - ②青色申告の方
 - ③株式の譲渡所得、先物取引の所得、仮想通貨の取引益など金融資産に係る所得がある方
 - ④住宅借入金等特別控除を初めて受ける方（初年度の方）
 - ⑤消費税の申告
- ※申告内容によって、役場では対応できない場合があります。

- ご自宅のパソコンやスマホで確定申告ができますので、是非ご利用ください。

確定申告書等
作成コーナー



税 務 署 か ら の お 知 ら せ

熊本東税務署会場（所得税・贈与税等の確定申告相談会）

昨年までは熊本西・東税務署合同会場として熊本城ホールにて開設していましたが、今年は熊本東税務署内において申告会場が開設されます。会場や日程等をよくご確認のうえ、ご来場ください。

- 会 場：「熊本東税務署1階事務室」（住所：熊本市東区東町3丁目2番53号）
- 受付時間：午前9時～午後4時まで

◇事前申告相談会

日程：令和7年2月10日（月）、2月12日（水）～2月14日（金）
※公的年金を受給されている方が主な対象です。

◇所得税・消費税・贈与税等の確定申告相談会

日程：令和7年2月17日（月）～3月17日（月）
土・日・祝日は3月2日（日）のみ開催されます。

◇消費税および期限後の所得税の確定申告相談会

日程：令和7年3月18日（火）～3月31日（月）

◇その他浦

- ・申告相談会場の混雑緩和のため、会場への入場は「入場整理券」が必要です。
- ・入場整理券は、会場で当日配布のほかLINEでも事前発行しています。
- ・4月1日以降の申告相談については、あらかじめお電話にて申告日時をご予約ください。

ご自宅のパソコンやスマホで確定申告が出来ます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで所得税、消費税等の確定申告書の作成が可能です。ご自宅等のパソコンやスマホで、いつでも簡単に確定申告をすることができ、混雑した申告会場で長時間お待ちいただく必要がなくなります。詳しくは、下記の国税庁ホームページをご覧ください。

申告書等の控えへの収受日付印の押なつが廃止されます

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととなりました。令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）することとなります。また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いいたします。

※対象となる「申告書等」とは、確定申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）する全ての文書です。

◇ 申告書等の提出事実および提出年月日の確認方法として、下記の方法が提示されています

- ①e-Taxによる申告・申請手続き（事前に利用者識別番号の登録が必要です）
電子申告時に送付される受信通知に氏名・日時・受付日時が記載されているため、提出の証明となります。
- ②申告書情報取得サービス（オンライン請求のためのマイナンバーカードが必要）
書面で提出の場合でもe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。
- ③税務署での申告書等の閲覧サービス
税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
- ④保有個人情報の開示請求（手数料300円（オンライン申請の場合200円））
税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。
- ⑤納税証明書の交付請求（税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合370円））
確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます。

【お問い合わせ先】 熊本東税務署（電話 096-369-5566）

確定申告に関するご相談は「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター（自動音声案内）」へおつながします。 国税庁ホームページ ⇒ <https://www.nta.go.jp>